5　関税の毎年均等な引下げの実施に当たっては、次の規定を適用する。

(a)　一年目の引下げは、この協定の効力発生の日に行う。

(b)　その後の毎年の引下げは、毎年四月一日に行う。

6　この附属書の適用上、「年」とは、一年目については、この協定の効力発生の日からその後の最初の三月三十一日までをいい、その後の各年については、当該各年の四月一日に開始する十二箇月の期間をいう。

第二編

第一節　日本国の表についての注釈

1　次の(1)から⑯までに規定する条件は、次節の表の5欄にこれらの番号を掲げた品目に分類される原産品について適用する。

(1)　関税率については、この協定の効力発生の日から行われる一キログラムにつき十三円二十銭から一キログラムにつき十一円八十八銭までの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。

(2)　関税率については、この協定の効力発生の日から行われる一キログラムにつき八円五十銭から一キログラムにつき三円七十八銭までの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。

(3)　関税率については、この協定の効力発生の日から行われる二十九・八パーセントから二十五パーセントまでの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。

(4)　関税率については、この協定の効力発生の日から行われる一キログラムにつき二十四円から一キログラムにつき十二円までの十一回の毎年均等な引下げにより、削減する。

(5)　関税率については、この協定の効力発生の日から行われる十八パーセントから十パーセントまでの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。

(6)　関税率については、この協定の効力発生の日から行われる二十四パーセントから十五パーセントまでの十一回の毎年均等な引下げにより、削減する。

(7)　関税率については、この協定の効力発生の日から行われる二十三・八パーセントから十九パーセントまでの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。

(8)　関税率については、この協定の効力発生の日から行われる二十一・三パーセントから十七パーセントまでの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。

(9)　(a)　関税割当ては、次の規定に従って行う。

(i)　合計割当数量は、各年につき一メートル・トンとする。

(ii)　枠内税率は、無税とする。

(iii)　(i)及び(ii)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。

(b)　両締約国は、第二・四条2の規定に従い、五年目において、市場アクセスの条件の改善その他の事項について交渉するものとし、表の5欄に⑩を掲げた品目に分類される原産品の輸入量が一メートル・トンを超えた年の翌年において、その後の合計割当数量について交渉する。

(c)　表の5欄に⑩を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てに基づいて輸入される原産品以外のものは、前編1(a)から(k)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。

⑩　(a)　関税割当ては、次の規定に従って行う。

(i)　合計割当数量は、各年につき一メートル・トンとする。

(ii)　枠内税率は、無税とする。

(iii)　(i)及び(ii)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。

(b)　表の5欄に⑨を掲げた品目に分類される原産品については、この附属書に基づく関税上の特恵待遇を受けるために品目証明書を付するものとする。

(c)　両締約国は、第二・四条2の規定に従い、五年目において、市場アクセスの条件の改善その他の事項について交渉するものとし、表の5欄に⑨を掲げた品目に分類される原産品の輸入量が一メートル・トンを超えた年の翌年において、その後の合計割当数量について交渉する。

(d)　表の5欄に⑨を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てに基づいて輸入される原産品以外のものは、前編1(a)から(k)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。

⑪　(a)　関税割当ては、次の規定に従って行う。

(i)　合計割当数量は、各年につき次のとおりとする。

(A)　一年目については、一メートル・トン

(B)　二年目については、一・一メートル・トン

(C)　三年目については、一・二メートル・トン

(D)　四年目については、一・三メートル・トン

(E)　五年目については、一・四メートル・トン

(F)　六年目及びそれ以降の各年については、一・五メートル・トン

(ii)　枠内税率は、十二・八パーセントとする。

(iii)　(i)及び(ii)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。

(b)　両締約国は、第二・四条2の規定に従い、五年目において、市場アクセスの条件の改善その他の事項について交渉する。

(c)　表の5欄に⑪を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てに基づいて輸入される原産品以外のものは、前編1(a)から(k)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。

⑫　(a)　関税割当ては、次の規定に従って行う。

(i)　合計割当数量は、各年につき次のとおりとする。

(A)　一年目については、六十メートル・トン

(B)　二年目については、八十八メートル・トン

(C)　三年目については、百十六メートル・トン

(D)　四年目については、百四十四メートル・トン

(E)　五年目については、百七十二メートル・トン

(F)　六年目及びそれ以降の各年については、二百メートル・トン

(ii)　枠内税率は、次のとおりとする。

(A)　表の2欄に一個の星印（＊）を付した品目に分類される原産品については、十七パーセントとする。

(B)　表の2欄に二個の星印（＊＊）を付した品目に分類される原産品については、二十パーセントとする。

(C)　表の2欄に三個の星印（＊＊＊）を付した品目に分類される原産品については、八パーセントとする。

(D)　表の2欄に四個の星印（＊＊＊＊）を付した品目に分類される原産品については、三十六パーセントとする。

(E)　表の2欄に五個の星印（＊＊＊＊＊）を付した品目に分類される原産品については、四十パーセントとする。

(iii)　(i)及び(ii)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。

(b)　両締約国は、第二・四条2の規定に従い、五年目又は日本国政府がモンゴル国政府による申請を受け、偶蹄類の肉及び肉製品の加熱処理を行うモンゴル国の施設を日本国への輸出のための当該加熱処理を行う資格を有するものとして現地検査を含む必要な手続により指定した年のいずれか早い年において、市場アクセスの条件の改善その他の事項について交渉する。

(c)　表の5欄に⑫を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てに基づいて輸入される原産品以外のものは、前編1(a)から(k)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。